

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

令和4年3月15日の銃砲刀剣類所持等取締法、銃砲刀剣類所持等取締法施行令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の改正により、クロスボウの所持許可制度が導入され、併せてクロスボウ初心者講習会の修了に係る考查制度やクロスボウ射撃指導員の指定に係る知識の認定制度が設けられた。

新規にクロスボウを所持しようとする者等に対するクロスボウ初心者講習・考查やクロスボウ射撃指導員の指定に係る知識の認定について、10月から順次実施することとしているので、法の施行に関し必要な事項を定めている千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年千葉県公安委員会規則第4号）の改正を行うもの

2 改正の内容

- (1) クロスボウ初心者講習の修了に係る考查制度の内容について、既存の猟銃等に係る制度に準じた規定を設ける。
- (2) クロスボウ射撃指導員の指定に係る知識の認定について、既存の猟銃等に係る制度に準じた考查制度の規定を設ける。